

○小林孝平君 今おっしゃったうち、三十三年度に出る赤字の見込みが不的確ではないかということに対しては、大蔵大臣は、いろいろ、どうなるかわからない、買上数量もわからぬし、輸入米の問題もわからぬ、こうおっしゃいましたけれども、そういうことを総合して、約四十三億を見込まれたのだから、これは正確なことが、四十五億になるのか四十億になるのかわからぬけれども、大よそ四十三億と、いろいろの条件を加味されて四十三億とされた、その上に立って百五十億ときめられたと、こうおっしゃっておられるのです。私の申し上げておるのはそういう不確定な買入数量であるとか、あるいは外米の買付の問題等を別にして、明らかに今後増額を予定される金額はあるわけなんです。たとえば、きのう石井農林大臣臨時代理もおっしゃったように、かりに百円の奨励金をつけるということになれば、それだけでも相当の金額になる。そのほか、さきに申し上げた軟質米、硬質米の問題そういうことはもうほほ予想される事柄なんです。従って、今大臣はいろいろ問題があるとおっしゃいましたけれども、そういうことはさらに確定的なものについて予想されないで四十三億という数字を基礎にしてやられているところに私は問題があるのじゃないか。こういうことを申し上げておる。

○国務大臣(一萬田尚登君) まあ、私は四十三億という数字には、この百五十億との関係においては、その関連を持たせて、厳密にお考え下さらなくてもいいと思います。これは百五十億入れておりますが、これがもしも三十二年度で赤が出れば三十三年度で補

い、それでも足らぬということになれば、その赤を補てんする道は、またこれは考えなければならぬということには私は考えております。ですから、まあ百五十億近く出れば、そうすれば三十二年度に出るの赤が、大体七月決算であるが、大体九十六億でございまして、その辺の見当を大体考えておる。そうすればあと残りが幾ら、そうすれば、この範囲内において赤が出ないようには米価をきめるおそれがある、大蔵省がそんな考え方ではないか、じゃないか、こういう御懸念だと思ひますが、そういうことは、実は考えてお

承を願います。
○委員長(河野壽三君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(河野壽三君) 速記を始め

○国務大臣(一萬田尚登君) これは先ほど申しましたように勘定区分をた

答弁させます。
○政府委員(佐藤一郎君) ただいま大臣から御答弁のございましたように、今回勘定区分をいたすことによりまして、勘定経理の実体をことさらに変えようという趣旨ではございません。従来から問題になっておりますように、たとえば食糧会計の中でいわゆる指示価格制をとっております農産物の関係でございしますが、この農産物を取り扱

りません。もともとこれは先ほど申し上げましたように食糧に赤が出た場合に、その赤をさらに利子のつく糧券で補うというような行き方は、食糧会計の財政を悪くするから、せめて今のところ財政にもゆとりはないが、赤に相当と思われるような部分でも、一般会計から金を入れて、そうして糧券でさらに泳ぐだけでもとめておこうという、私としては食糧会計に対してのできるだけ親切な考えをもつてやっておるわけでありまして、従いまして、ごく一般的に言えば、私はやはりこの調整資金、こういう制度がいいとする以上は、いいと思つて私はやっていると

○国務大臣(一萬田尚登君) 赤が出た、調整資金でまかなぬ場合におきましては、これはそのときにおいて最も適當と思う措置をとることはいたします。どういう方法によるかはそのときにとくと考えてみたいと思ひます。

○国務大臣(一萬田尚登君) 先ほどから申しますように、この勘定区分を設けましたのは、それぞれの区分によつて勘定を明らかにしたいというのでありまして、従来の扱い方について特に変更を加える、かように考えておりません。

○国務大臣(一萬田尚登君) やや専門的になりますので、主計局の次長から

○国務大臣(一萬田尚登君) まあ、私

○国務大臣(一萬田尚登君) 赤が出た、調整資金でまかなぬ場合におきましては、これはそのときにおいて最も適當と思う措置をとることはいたします。どういう方法によるかはそのときにとくと考えてみたいと思ひます。

○国務大臣(一萬田尚登君) 先ほどから申しますように、この勘定区分を設けましたのは、それぞれの区分によつて勘定を明らかにしたいというのでありまして、従来の扱い方について特に変更を加える、かように考えておりません。

○国務大臣(一萬田尚登君) やや専門的になりますので、主計局の次長から

○国務大臣(一萬田尚登君) まあ、私

○国務大臣(一萬田尚登君) 赤が出た、調整資金でまかなぬ場合におきましては、これはそのときにおいて最も適當と思う措置をとることはいたします。どういう方法によるかはそのときにとくと考えてみたいと思ひます。

○国務大臣(一萬田尚登君) 先ほどから申しますように、この勘定区分を設けましたのは、それぞれの区分によつて勘定を明らかにしたいというのでありまして、従来の扱い方について特に変更を加える、かように考えておりません。

○国務大臣(一萬田尚登君) やや専門的になりますので、主計局の次長から

○国務大臣(一萬田尚登君) まあ、私

○国務大臣(一萬田尚登君) 赤が出た、調整資金でまかなぬ場合におきましては、これはそのときにおいて最も適當と思う措置をとることはいたします。どういう方法によるかはそのときにとくと考えてみたいと思ひます。

○国務大臣(一萬田尚登君) 先ほどから申しますように、この勘定区分を設けましたのは、それぞれの区分によつて勘定を明らかにしたいというのでありまして、従来の扱い方について特に変更を加える、かように考えておりません。

○国務大臣(一萬田尚登君) やや専門的になりますので、主計局の次長から

○国務大臣(一萬田尚登君) まあ、私

○国務大臣(一萬田尚登君) 赤が出た、調整資金でまかなぬ場合におきましては、これはそのときにおいて最も適當と思う措置をとることはいたします。どういう方法によるかはそのときにとくと考えてみたいと思ひます。

○国務大臣(一萬田尚登君) 先ほどから申しますように、この勘定区分を設けましたのは、それぞれの区分によつて勘定を明らかにしたいというのでありまして、従来の扱い方について特に変更を加える、かように考えておりません。

○国務大臣(一萬田尚登君) やや専門的になりますので、主計局の次長から

○国務大臣(一萬田尚登君) まあ、私

○国務大臣(一萬田尚登君) 赤が出た、調整資金でまかなぬ場合におきましては、これはそのときにおいて最も適當と思う措置をとることはいたします。どういう方法によるかはそのときにとくと考えてみたいと思ひます。

○国務大臣(一萬田尚登君) 先ほどから申しますように、この勘定区分を設けましたのは、それぞれの区分によつて勘定を明らかにしたいというのでありまして、従来の扱い方について特に変更を加える、かように考えておりません。

○国務大臣(一萬田尚登君) やや専門的になりますので、主計局の次長から

○国務大臣(一萬田尚登君) まあ、私

○国務大臣(一萬田尚登君) 赤が出た、調整資金でまかなぬ場合におきましては、これはそのときにおいて最も適當と思う措置をとることはいたします。どういう方法によるかはそのときにとくと考えてみたいと思ひます。

○国務大臣(一萬田尚登君) 先ほどから申しますように、この勘定区分を設けましたのは、それぞれの区分によつて勘定を明らかにしたいというのでありまして、従来の扱い方について特に変更を加える、かように考えておりません。

○国務大臣(一萬田尚登君) やや専門的になりますので、主計局の次長から

○国務大臣(一萬田尚登君) まあ、私

○国務大臣(一萬田尚登君) 赤が出た、調整資金でまかなぬ場合におきましては、これはそのときにおいて最も適當と思う措置をとることはいたします。どういう方法によるかはそのときにとくと考えてみたいと思ひます。

○国務大臣(一萬田尚登君) 先ほどから申しますように、この勘定区分を設けましたのは、それぞれの区分によつて勘定を明らかにしたいというのでありまして、従来の扱い方について特に変更を加える、かように考えておりません。

○国務大臣(一萬田尚登君) やや専門的になりますので、主計局の次長から

○国務大臣(一萬田尚登君) まあ、私

○国務大臣(一萬田尚登君) 赤が出た、調整資金でまかなぬ場合におきましては、これはそのときにおいて最も適當と思う措置をとることはいたします。どういう方法によるかはそのときにとくと考えてみたいと思ひます。

○国務大臣(一萬田尚登君) 先ほどから申しますように、この勘定区分を設けましたのは、それぞれの区分によつて勘定を明らかにしたいというのでありまして、従来の扱い方について特に変更を加える、かように考えておりません。

○国務大臣(一萬田尚登君) やや専門的になりますので、主計局の次長から

○国務大臣(一萬田尚登君) まあ、私

○国務大臣(一萬田尚登君) 赤が出た、調整資金でまかなぬ場合におきましては、これはそのときにおいて最も適當と思う措置をとることはいたします。どういう方法によるかはそのときにとくと考えてみたいと思ひます。

○国務大臣(一萬田尚登君) 先ほどから申しますように、この勘定区分を設けましたのは、それぞれの区分によつて勘定を明らかにしたいというのでありまして、従来の扱い方について特に変更を加える、かように考えておりません。

○国務大臣(一萬田尚登君) やや専門的になりますので、主計局の次長から

○国務大臣(一萬田尚登君) まあ、私

○国務大臣(一萬田尚登君) 赤が出た、調整資金でまかなぬ場合におきましては、これはそのときにおいて最も適當と思う措置をとることはいたします。どういう方法によるかはそのときにとくと考えてみたいと思ひます。

○国務大臣(一萬田尚登君) 先ほどから申しますように、この勘定区分を設けましたのは、それぞれの区分によつて勘定を明らかにしたいというのでありまして、従来の扱い方について特に変更を加える、かように考えておりません。

○国務大臣(一萬田尚登君) やや専門的になりますので、主計局の次長から

○国務大臣(一萬田尚登君) まあ、私

○国務大臣(一萬田尚登君) 赤が出た、調整資金でまかなぬ場合におきましては、これはそのときにおいて最も適當と思う措置をとることはいたします。どういう方法によるかはそのときにとくと考えてみたいと思ひます。

○国務大臣(一萬田尚登君) 先ほどから申しますように、この勘定区分を設けましたのは、それぞれの区分によつて勘定を明らかにしたいというのでありまして、従来の扱い方について特に変更を加える、かように考えておりません。

○国務大臣(一萬田尚登君) やや専門的になりますので、主計局の次長から

の消費者価格が八百三十円というように高くきめられるために、やみ米が非常にはんらんをして、米屋等の商売が成り立たないというような状態になっております。それでこの八百三十円にした理由を今お尋ねしようとは思いません。おそらくこれは何か間違つてやつかどうかでございふうになつたのだらうと思ひます。あるいは理屈があるかもしれないが、今理屈を聞こうとは思ひませんが、八百十円に下げたらどうかと思ひます。下げたらどうですか。できませんか、どうか。

○政府委員(小倉武一君) 新潟県の消費者価格でございすが、これはお話のように八百三十円になつております。八百三十円は大体原則として生産県は八百三十円となつておるわけですが、生産県の中でも東北六県だけ八百十円としたしておるわけですね。従ひまして東北、北陸をどういうふうに區別するか、なぜ區別したか、また現在その區別が妥協かどうか、こういう問題にならうかと思ひます。北陸と東北と生産県として似たような関係にあります。が、一つ違ひますのは、北陸の方は東北以上に早稲米が多ございまして政府に對する売り渡しに非常に多いわけございまして、おしなべて申しますと、政府の消費者配給米の依存度も非常に高いわけですね。東北よりも、従つてやみも高い。北陸の方はそういうふうな米の配給状況あるいは実効価格の状況、あるいはそういう点が東北六県と北陸とは、非常に違つておるわけですね。そういう意味で東北と北陸とは區別したわけでありすが、新潟県は北陸の中でも東北に近いわけでありすが、若干東北に似通つたところ

もないことはございせん。特に東北寄りの地方はそういうわけでありすが、それで新潟県につきましても消費者米価を設定したときにはそれほど東北的ではなくて、むしろ他の北陸諸県のような状況であつたわけでありすが、昨年の出来秋から今日まで、新潟県は特に昨年度米が非常にできがよくございまして関係上、東北に近いような状況を突は示しておるものであります。もつとも東北といひましても六県ございすが、相当違ひがございまして、若干似たような状況を示しておつた関係上、お話のようなふうな東北並みに消費者価格をしたらどうかと、こういう御意見が出て参る、要望が出て参るといふこととございすが、しかしこれはどうも出回り期だけの現象のように思われまして、今後は若干違つて参るのではないかと。現にこの二月あるいは三月の政府米の売れ行きの状況を見てみますと、東北平均と比べましてむしろやはり他の生産県並みに近くなつてゐるような状況でございまして、すぐさま新潟県の消費者米価の改訂をするというのはまだ時期が早いのではないかと。もう少し様子を見て要すれば検討したい、かように存じておるのであります。

○小林孝平君 その検討につきましては、いつごろできるのです。いつまで待つたら、大体上げるか下げるかというところがわかるのですか。

○政府委員(小倉武一君) 地域別の価格は、ただいま申しましたように、いろいろの状況を参酌しておるわけでございますが、この前の価格決定のときも、趣旨として申し述べましたように、消費者価格は全国三段階にきめて

て、消費地と生産県と中間県と三段階にきめたいというのが趣旨でございまして、それまでの希望配給価格は四段階であつたわけでありすが、どうも四段階といふことで価格をきめておきますと、消費地とそれから四段階のほかに地方とが非常に価格差が開きまして、その合理的な理由づけに苦しむという状況でございまして、原則として三段階にしたい。しかし實際問題として東北六県だけがどうもそうはいきかねるのでございまして、例外的にしておりまして、むしろ東北六県自体を八百三十円級に引き上げるべきではないか、こういうのが、そのときの事情でありまして、事情が許せばむしろそういうふうなことに存じまして、八百三十円から八百十円に落すといふことは、これは積極的に考えるといふことは、実はいたしたくないつもりであります。まだもう一つの点でございすが、この出来秋の事情は、これは非常に府県によつて違つたわけでございます。同じ生産県でも非常に実効が違つておるもので、どちらかと申しますれば、今後一体どうなるか、出来秋までの状況がどうなるかといふことが、実は消費者米価をきめる場合の重要事項でございまして、そういうことを考えます場合に新潟県が、秋田県あるいは青森県といふような県に近い状態になつてゐることは、実は想定ができませんといふことは、二月、三月の状況を見ますと、やはり相当違つておりまゝです。で、検討はいたしますが、東北並みに価格を引き下げるといふような状態が起るとは、ちよつと想像しにくいような状況でございまして。

○小林孝平君 そうすると、さつきからずいぶん長く御説明になつたけれども、結論は引き下げることはないという方が多いのですか。考慮の余地がないような御説明だけれども、おかしいと思うのですがね。初めは大いに考慮されるようなお話をしたけれども、だんだん聞いてみたら、お聞きしておれば、考慮の余地がないといふようなことになつてきたようですが、おかしいじゃないですか。

○政府委員(小倉武一君) 地域別の価格は、地方別の物価差といふことが主たる理由になつております。従ひまして物価差その他が参りまして、ば、これは変えないという理由はないわけでございますが、しかし地域別の物価差といふのが、その年々大きく変わるというわけでも必ずしもございませぬ。

もう一つの点は、先ほど申しましたように、需給の状況、配給の状況でございすが、これは地方的な作物の上によつてある程度変わるものでございまして、この両点を考慮して、当然ある程度は正をすべきものであるといふことが認められれば、これは正をいたすべきものでありまして、一ぺんきめたら不動のものだといふふうには考へておりません。ただそういう両点から見まして、今後近い機会に特定の県について正をしなければならぬといふふうなことを今すぐ想定することはむづかしい状況であることを申し述べたものであります。

○小林孝平君 最後に、私は今の食糧庁長官が言われた中に一つ欠けておるのは、こういう要求のある理由は、単に消費者の負担を軽くせよといふだけではなくて、この最大の生産県の新潟

県において、こういう八百三十円という価格が行われる、実施されることによつてやみ米が横行し、そして食糧管理の基本がその一角からだんだん破れてくると、こういうおそれがあるから、このわずかなことで、そういうことになつては困るのではないかと。この際、八百十円にして、食糧行政にちゃんと筋道を通すようにしたらどうかという点から、この話をしているのです。が、そういう点から考えて、さらに一段と考慮する余地がないのかどうか。

○政府委員(小倉武一君) もちろん、御意見十分かみしめまして、考慮いたしますが、ただ、八百十円にすることが、食糧管理を強化することになるのかどうかといふことは、お言葉を返すようでありすが、逆の見方もできるわけでありまして、八百十円というふうな、消費者の家計から見ても、あるいは食糧のやりくりから見ても、合理的な、そういう理由づけができない価格を無理にしておくと、と自身が、すでに食糧のやり方がまづいのではないかと、そういう価格でなければ配給することがうまくいかぬといふことを天下に表明するようなことになりまして、そういう地域が多くなればなるほど、まずいのではないかと、いう議論も実は生じ得る価格ではないといふふうにも思ひますので、そういう点も考慮して、御意見もございまして、できるだけ検討を重ねたい、こう存じております。

○委員長(河野三三三君) 別に御質疑はございせんか。別に御発言もなければ、両案の質疑は、終局したものとして認め、これより両案を一括して討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

まず、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は、御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河野謙三君) 全会一致であります。よって本案は、可決すべきものと決しました。

次に、食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は、御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河野謙三君) 全会一致であります。よって本案は、可決すべきものと決しました。

なお、ただいま可決いたしました兩案についての諸般の手續等は、先例により、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決しました。

それから委員会の報告書に付する多数意見者の御署名を願います。

多数意見者名

- 木内 四郎 平林 剛
- 天坊 裕彦 青木 一男
- 大谷 澄潤 岡崎 眞一
- 左藤 義隆 木暮武太夫
- 廣瀬 久忠 山本 米治
- 大矢 正 栗山 良夫
- 小林 孝平 杉山 昌作

○委員長(河野謙三君) ちよつと速記

をとめて。

午前十時五十五分速記中止

午前十一時三十四分速記開始

○委員長(河野謙三君) それじや速記をつけて。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十五分散会

三月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、道路整備特別会計法案(予備審査のため付託は二月二十一日)
- 一、糸備安定特別会計法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十一日)

三月三十六日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、生命保険料控除額引上げに関する請願(第二二五号)(第一二九八号)

第一二五九号 昭和三十三年三月十四日受理

生命保険料控除額引上げに関する請願

請願者 北海道網走郡美幌町西

一北四美幌簡易保険加入者の会内 川田行雄

外十二名

紹介議員 東 隆君

国民経済の改善をはかる上においても貯蓄の増進は国家の重要問題であるが、現行の所得控除のうち生命保険料の控除額は低きにすぎから、これを最低四万円以上に引き上げられたいとの請願。

第一二九八号 昭和三十三年三月十八日受理

生命保険料控除額引上げに関する請願

請願者 北海道上磯郡上磯町上

磯簡易保険加入者の会内 福士銀三郎外十二名

紹介議員 東 隆君

この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。